

1. 医療法人健康会 定款

2018年7月1日

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人健康会と称する。

第2条 本社は、事務所を京都市下京区西七条南中野町8番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護ステーション・認知症対応型共同生活介護事業所・訪問介護事業所・サービス付き高齢者住宅の経営、京都市地域包括支援センターを受託経営し、市民の健康の維持と向上のため、良心的科学的且つ適正な医療及び要介護者等に対する看護、医学的管理下の介護（介護保険法に基づく居宅サービス事業、施設サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業及び第1号訪問事業等）及び必要な医療を実施し、もって社会福祉に貢献し且つ医療制度の民主化と社会保障制度の確立のため努力することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護ステーション・認知症対応型共同生活介護事業所・訪問介護事業所・地域包括支援センター・サービス付き高齢者住宅の名称及び開設場所は下記の通りとする。

1. 総合病院 京都南病院

京都市下京区西七条南中野町8番地

2. 第二南診療所

京都市下京区東中筋通花屋町下る柳町332番地

3. 西京極診療所

京都市右京区西京極佃田町17番地

4. 内浜診療所

京都市下京区七条通河原町東入材木町460番地

5. 伏見診療所

京都市伏見区銀座三丁目318番地

6. 三栖診療所

京都市伏見区三栖向町757番地1

7. 介護老人保健施設ぬくもりの里

京都市下京区七条御所ノ内西町68番地

8. 医療法人 健康会 訪問看護ステーションみなみ

京都市下京区西七条南中野町8番地

9. 京都市下京西部地域包括支援センター

京都市下京区西七条南中野町41番地の1

10. 医療法人 健康会 千本診療所

京都市下京区観喜寺町10番地の15

11. グループホーム ぬくもりの里

京都市下京区七条御所ノ内本町15番地

12.ヘルパーステーション みなみ

京都市下京区七条御所ノ内西町 68 番地

13.新京都南病院

京都市下京区七条御所ノ内北町 94 番地

14.伏見ぬくもりの里

京都市伏見区銀座三丁目 318 番地

第 5 条 本社は前条に掲げる事業を経営する外、次の事業を行う。

1. 地域市民の健康相談、集団検診及び健康管理
2. 医療・生活相談の実施
3. 社会医学・生活習慣病等の研究及び医療技術向上のための事業
4. 保健衛生思想の普及、宣伝
5. その他目的達成のための必要な事業

第 3 章 資産及び会計

第 6 条 本社の資産は、次の通りとする。

- (1) 本社の設立当時の財産
- (2) 本会社に寄付された財産
- (3) 本社の事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第 7 条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- ・ 総合病院 京都南病院

京都市下京区西七条南中野町 8 番地の土地。

2. 基本財産は、処分し又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、京都府知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第 8 条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。

第 9 条 本社の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第 10 条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第 11 条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第 12 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 13 条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総

会の承認を受けなければならない。

- 2.本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3.本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を京都府知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部または一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

- 2.社員中の親族等の数は3分の1以下としなければならない。

第16条 社員は、下に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 退社

- 2.社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反しまたは品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の決議を経て除名することができる。

第17条 前条に定める場合の外、社員はその旨を理事長に届け出て退社することができる。

第18条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

- 2.前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第5章 社員総会

第19条 定期社員総会は、毎年二回3月及び6月に開催する。

- 2.臨時の社員総会は、随時必要な時開催する。

第20条 社員総会は理事長が召集する。

- 2.理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 3.社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第22条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 6 月
4 定款の変更	随時
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 社員の入社及び除名、資格喪失	
8 理事・監事の選任・辞任の承認	
9 本社の解散	
10 定款第 5 条に関する事項	
11 他の医療法人との合併	
12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2. 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 24 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2. 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 27 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 28 条 社員総会の議事についての細則は社員総会で定める。

第 6 章 役員

第 29 条 本会社に、下記の役員を置く。

(1) 理 事 10 名以上、17 名以内

うち理事長 1 名

副理事長 1 名

(2) 監 事 2 名

理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。

第30条 理事長は、理事会において理事の中から選出する。

- 2.副理事長は理事長の指名により就任する。
- 3.本社の開設する病院・診療所及び介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えるなければならない。但し、京都府知事の認可を受けた場合はこの限りでない。
- 4.前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
- 5.理事及び監事のうち、親族等の数はそれぞれ3分の1以下でなければならない。

第31条 理事長は本社を代表し、本社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2.理事長は本社の業務を執行し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3.副理事長は理事長を補佐して本社の業務を処理するとともに、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4.副理事長に事故あるときは理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 5.監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを京都府知事、社員総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 6.監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

第32条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2.補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3.役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の

決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第34条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする本社との取引
- (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2.前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第36条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2.本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第39条 理事会は理事長が召集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2.理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3.理事会を構成する理事の3分の1以上から連名を以って理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

4.理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5.前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。

第 41 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、第 50 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3.第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べた時はこの限りではない。

第 42 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2.理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 43 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 8 章 評議員

第 44 条 本団体に評議員 20 名以上 34 名以内を置く。

第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保険施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2.評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2 倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の 3 分の 1 以下としなければならない。

3.評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第 46 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 47 条 評議員は評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 9 章 評議員会

第 48 条 理事長は、定時評議員会を、毎年 2 回 3 月及び 6 月に開催する。

2.理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3.理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。

4.評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第 49 条 評議員会の議長は評議員の互選によって定める。

第 50 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 3 月
3 前年度決算の決定	毎年 6 月
4 定款の変更 5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む） 6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 本団体の解散 8 定款第 5 条に関する事項 9 他の医療法人との合併 10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

第 51 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2.評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3.前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 52 条 評議員は、評議員会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 53 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 55 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 56 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 10 章 証明書等の提出

第 57 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2.租税特別措置法施行令第 39 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を

満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第 11 章 定款の変更

第 58 条 この定款は、第 22 条、第 41 条第 2 項及び第 50 条の手続きを経た上、かつ、京都府知事の認可を得なければ、変更することができない。

第 12 章 解散及び合併

第 59 条 本社は、第 3 条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむをえない事由のある場合は、第 22 条、第 41 条第 2 項及び第 50 条の手続きを経た上、かつ、京都府知事の認可を受けて解散することができる。

第 60 条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第 61 条 本会社が解散したときの残余財産は、国、地方公共団体、若しくは公益法人、社会福祉法人または本法人と同種の医療法人に帰属する。

第 62 条 本社は、総社員の同意があるときは、京都府知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 13 章 雑則

第 63 条 本社の公告は、官報に掲載、または電子公告（ホームページ）によって行う。

第 64 条 この定款の施行細則は理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

以 上